

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	調査拒否等による手当支払差止め
法 令 名根 拠条項	児童手当法 第11条
法令番号	昭和46年法律第73号

【基準】

法第11条の規定による。

第11条	児童手当の支給を受けている者が、	正当な理由が	なくて、	第26条の規	定による	る届出を
せず、	又は同条の規定による書類を提出し	んないときは、	児童手当	の支払を一	時差し	とめるこ
とがて	きる。					

備考

設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	有	戶 月	日	